



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）…………… 3
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（工業技術センター）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 9

教育委員会事項

- 指定技能教育施設における連携科目等指定の解除…………… 9
- 指定技能教育施設の廃止…………… 10

公安委員会事項

- 停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 10
- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施…………… 14

告 示

沖縄県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。
平成27年 7月14日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
たなごころ鍼灸接骨院（太田真）	滋賀県近江八幡市西本郷町東8番地9	平成27年5月1日
心身堂鍼灸・整骨院読谷院（金城大貴）	読谷村字古堅740番地イオンタウン読谷ショッピングセンター	平成27年6月1日
ライフ訪問マッサージ（上原博也）	宜野湾市嘉数一丁目15番7号アリエッタ103号室	平成27年6月2日

沖縄県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。
平成27年 7月14日

沖縄県知事職務代理者
沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
心身堂鍼灸・整骨院読谷院（大城亮武）	読谷村字古堅740番地イオンタウン読谷ショッピングセンター	平成27年6月1日

沖縄県告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年7月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字安富祖赤瀬原1591番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 公園施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 調達する物品等の種類 CORAL21ネットワーク機器の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成27年7月1日現在において5年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ ネットワークの構築又は情報システムの構築に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班 〒900-8570 那覇市

泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

- (3) 申請書等の受付期間 平成27年7月28日（火曜日）から同年8月11日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成27年10月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施するCORAL21ネットワーク機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 CORAL21ネットワーク機器の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成27年7月14日付け沖縄県公報定期第4362号に登載）により入札参加の資格を有すると認められた者
- (2) ネットワークの構築又は情報システムの構築業務及び障害対応業務体制証明書を平成27年8月11日（火曜日）までに4(2)の場所に提出し、ネットワーク機器（以下「機器等」という。）の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、1日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成27年8月11日（火曜日）までに4(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者

3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成27年8月11日（火曜日）までに4(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
 - (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は2(1)に該当する者であること。
 - (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
 - (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
 - (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
 - (6) 共同企業体として2(2)及び2(3)の要件を満たすこと。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成27年7月28日（火曜日）から同年8月11日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年8月24日（月曜日）午後2時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じにする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年7月28日（火曜日）から同年8月11日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班
 - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成27年8月24日(月曜日)午前11時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Bids to be tendered
Lease of network equipment for the computer network system at Okinawa Prefectural Government.
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased explanatory, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form
Period: From 28 July, 2015 through 11 August, 2015 (Except for Saturday and Sunday)
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
- (5) Bid due date and time
August 24, 2015 (Monday) 2:00 p.m.
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Monday August 24, 2015.)
- (6) Bid opening
Date & Time: August 24, 2015 (Monday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, OA Training Room
- (7) Division in charge
Comprehensive Information Policy Division
Department of Planning
Okinawa Prefectural Government
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
Telephone number 81-98-866-2036

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

沖縄県工業技術センター所長 安 里 厚

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 大型培養装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成28年3月11日(金曜日)
 - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47

年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。

イ 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成27年7月14日(火曜日)から同年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県工業技術センター 〒904-2234 うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から平成27年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時までの間

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年8月25日(火曜日)午後2時

(2) 場所 沖縄県工業技術センター2階会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成27年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県工業技術センター

(2) 所在地 〒904-2234 うるま市字州崎12番2

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成27年8月24日(月曜日)午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県工業技術センター(3(2)の場所)に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Items to be Purchased and Quantity
Large Culture Apparatus 1 set
- (2) The Characteristics of the Items
Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) How to Submit the Bid Document
Due Date and Time:14:00 Tuesday, August 25, 2015
Place:Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.
*We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service
Due Date and Time:17:00 Monday, August 24, 2015
Handling Division:Okinawa Industrial Technology Center
Location:12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan
Phone:098-929-0111
*The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening
Date and Time:14:00 Tuesday, August 25, 2015
Place:Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.
- (6) Handling Division
Organization:Okinawa Industrial Technology Center
Location:12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan
Phone:098-929-0111

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成27年7月14日

沖縄県工業技術センター所長 安 里 厚

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 循環培養装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成28年3月11日(金曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - ア 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
 - イ 種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - ウ 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所にて配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成27年7月14日(火曜日)から同年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県工業技術センター 〒904-2234 うるま市字州崎12番2 電話番号098-929-0111
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から平成27年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時までの間
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成27年8月25日(火曜日)午後3時
- (2) 場所 沖縄県工業技術センター2階会議室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成27年8月14日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県工業技術センター
- (2) 所在地 〒904-2234 うるま市字州崎12番2
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成27年8月24日(月曜日)午後5時

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県工業技術センター（3(2)の場所）に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
 (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Items to be Purchased and Quantity
 Circulation Culture Apparatus 1 set
- (2) The Characteristics of the Items
 Refer to the Bid Instruction and the Specification Document.
- (3) How to Submit the Bid Document
 Due Date and Time:15:00 Tuesday, August 25, 2015
 Place:Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.
 *We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (4) How to Submit the Bid Document by Postal Service
 Due Date and Time:17:00 Monday, August 24, 2015
 Handling Division:Okinawa Industrial Technology Center
 Location:12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan
 Phone:098-929-0111
 *The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (5) Bid Opening
 Date and Time:15:00 Tuesday, August 25, 2015
 Place:Conference Room, 2nd Floor of Okinawa Industrial Technology Center.
- (6) Handling Division
 Organization:Okinawa Industrial Technology Center
 Location:12-2 Aza-suzaki, Uruma City, Okinawa Prefecture, 904-2234 Japan
 Phone:098-929-0111

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 7月14日

沖縄県知事職務代理者

沖縄県副知事 浦 崎 唯 昭

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 7月14日 沖縄県指令土第881号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字上田原37番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字小禄1436番地 1 シティハイツ泉台505 新垣栄
- 5 検査済証番号 平成27年 7月 1日 第4230号
- 6 工事完了年月日 平成27年 6月18日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第7号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定により、連携科目等の指定を次のとおり解除した。

平成27年 7月14日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

- 1 指定をした指定技能教育施設の名称及び所在地 一般社団法人沖縄産業開発青年協会 東村字平良380番地の1

2 指定を解除した連携科目等

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
情報処理	情報処理
簿記	簿記
ビジネス情報	ビジネス情報
課題研究	課題研究

3 指定解除年月日 平成27年 3月12日

沖縄県教育委員会告示第8号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、次のとおり指定技能教育施設を廃止する旨の届出があった。

平成27年 7月14日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

- 1 廃止の届出をした指定技能教育施設の名称及び所在地 一般社団法人沖縄産業開発青年協会 東村字平良380番地の1
- 2 廃止する年月日 平成27年 9月18日
- 3 届出年月日 平成27年 6月19日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第6号

停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年 7月14日

沖縄県公安委員会

停止処分者講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号ウ中「刑法（明治40年法律第45号）第208条の2若しくは第211条第2項の罪」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪」に改める。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第1項中「各種事故を防止する」を「各種事故防止に万全を期す」に、「運転適性診断」を「指導」に改め、「ヘルメット」の次に「プロテクタ」を加え、同条第2項中「講習中の事故に関し」を「講習に係る事故に備え」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

第13条を第14条とする。

第12条中「受講後の」を「受講後における」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「調査」を「指導」に、「検査による」を「検査に基づいて行う」に改め、同条第4項第1号中「コースの設定」を「実車指導の内容の設定」に改め、同条第5項第1号を次のように改める。

- (1) 実車による指導に加えて、実車による指導のみでは指導が困難な交通事故その他危険場面等について

て、運転シミュレーターの操作により疑似体験させ、受講者の運転行動の危険性を診断して行うものとする。この場合において、運転シミュレーターの操作による指導は、短期講習では必要と認める者に、中期講習及び長期講習では受講者全員に対して行うものとする。

第10条第5項第2号中「保有する免許」の次に「の種類」を加え、同条を第11条とする。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項第1号中「主として二輪車」の次に「(自動二輪車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第4条中「、停止処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目基準(別表)に基づき」を「、停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目(別表)その1・四輪運転者用及びその2・二輪運転者用に準拠し」に、「内容とする」を「内容の講習指導案を作成して実施する」に改め、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(受講者の確認等)

第4条 講習実施に際し、受講対象者本人であること及び受講資格の確認を確実に行うものとする。

別表中「第4条」を「第5条」に、「停止処分者講習の講習科目、時間割等に関する細目基準」を、「停止処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改め、別表の(その1・四輪運転者用)の表中「(都市総合交通規制)」を削り、「に努めること」を「を図る」に、

5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響	○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
-------------	--	---	------------	-------------	-------------

を

5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響	○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。	90分 20分	150分 30分	150分 30分
-------------	--	---	------------	-------------	-------------

に、

<ul style="list-style-type: none"> ○ 座席ベルトの着用については、高速道路に限らず、一般道路においても習慣づけられるようにその効果等を具体的事例に基づいて説明する。 ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシン等の教育資器材を活用する。 	を	<ul style="list-style-type: none"> ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 座席ベルトの着用については、着用の効果等を具体的事例に基づいて説明する。 	に改め、「細目(10)
--	---	---	-------------

「二輪車に対する注意」では、「」を削り、「発表させたり、ティーチングマシンの活用等により」を「発表させる等」に、「、運転適性検査器材等」を「、運転適性検査器材、視聴覚教材等」に、「並びに運転適性検査」を「に運転適性検査」に改め、別表の(その1・四輪運転者用)の表の備考1中「又は速度学級の」を「、速度学級等の特別学級を設けた場合における」に改め、別表の(その2・二輪運転者用)の表中

120分	210分	210分	を	30分 30分	60分 60分	60分 60分	に改め、「(都市総合交通規制)」を削り、
------	------	------	---	------------	------------	------------	----------------------

(1) 運転免許の意義	○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望
-------------	------------------------------

<p>(2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任</p>	<p>について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。</p>	<p>を</p>			
<p>(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任 (3) 交通事故（違反）を起こした運転者の責任</p>	<p>○ 教本、視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、運転者に対する社会の要望について具体的事例、新聞の社説、投書意見等を活用して理解させる。 ○ 刑事上の責任、民事上の責任及び行政上の責任について、交通裁判例、点数制度の仕組み等を事例として具体的に説明することによって認識させる。</p>				<p>に、</p>
<p>(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力 (6) 飲酒運転の危険性</p>	<p>○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシーン等の教育資器材を活用する。</p>	<p>を</p>			
<p>(1) 二輪車の特性 (2) 車種の選び方 (3) 乗車用ヘルメットの着用 (4) 二輪車と物理の法則 (5) 人間の感覚と判断能力</p>	<p>○ 乗車用ヘルメットの着用については、実例、統計等によってその必要性及び効果を強調し、正しい着用の習慣づけを図る。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 飲酒学級及び速度学級を設置しない場合は、講習科目9に掲げる関連細目を取り入れることとする。</p>	<p>90分 20分</p>	<p>150分 30分</p>	<p>150分 30分</p>	<p>に、</p>
<p>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ ビデオ等の視聴覚教材及びティーチングマシーン等の教育資器材を活用する。</p>	<p>を</p>	<p>○ この科目の細目は、実情に応じて重点的選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。</p>	<p>に、</p>		
<p>8 事故事例研究に基づく安</p>	<p>発表（適宜、ディスカッション</p>	<p>○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させたり、ティーチングマシンの活用等によ</p>	<p>60分</p>	<p>120分</p>	

全運転の方法		方式をとる。)	り、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。					
を								
「								
8 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表(適宜、ディスカッション方式をとる。)	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	60分 60分	120分 120分			
9 講習対象者別に必要な安全運転の知識	(飲酒学級の場合)飲酒運転の危険性の自覚 (1) AUDITと飲酒・運転の目標の設定 (2) アルコールの身体に及ぼす影響 (3) アルコールの影響と運転 (速度学級の場合)速度の危険性の自覚 (1) 反応時間と走行距離 (2) 速度と視覚 (3) 速度とブレーキ (4) 速度とハンドル	講義 教本、視聴覚教材等	○ 科学的な根拠に基づくAUDITと飲酒運転の目標の設定を実施して自己の飲酒量を自覚させるとともに、運転シミュレーターを活用した飲酒運転の疑似体験や飲酒ゴーグルを活用した飲酒状態の疑似体験等を実施して、飲酒運転の危険性を理解させる。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。	90分	120分	120分		
に、「9」を「10」に、	180分	120分	120分	を	180分 160分	120分 120分	120分 120分	に、「10」を「11」に、「
できる限り手袋」を「、手袋、プロテクタ」に、「及び履物についても」を「、履物等」に、	120分	150分	を	120分 120分	150分 150分	に、「11」を「12」に、「並びに運転適性検査」を		
「に運転適性検査」に、	30分	60分	90分	を	30分 30分	60分 60分	90分 90分	に、「講習効果」を「学級別
に講習効果」に、	30分	30分	30分	を	30分 30分	30分 30分	30分 30分	に改め、別表の(その2・二輪運転
	360分	600分	720分		360分 360分	600分 600分	720分 720分	
者用)の表の備考を次のように改める。								
備考1 講習時間の欄に掲げる数字のうち、 <input type="text"/> 内の数字は、飲酒学級、速度学級等の特別学級を設けた場合における講習時間を示す。								
2 休憩時間は、講習時間以外に適当時間設けること。								
3 原則として、AUDITと飲酒・運転の目標の設定は、長期課程において実施すること。								
附 則								
この規則は、平成27年7月14日から施行する。								

沖縄県公安委員会告示第96号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成27年 7月14日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
交通誘導警備業務	1 級	10人	平成27年10月24日（土曜日） 午前10時から午後6時まで	豊見城市字豊崎3番22 沖縄県警察運転免許センター
	2 級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ニ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ロ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ロ) 車両等の誘導に関すること。
- (ハ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成27年7月21日（火曜日）から同月27

日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

(ア) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉

(ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

(4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

(5) 検定手数料 手数料14,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

(1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察運転免許センターの受付で、検定手続を終えること。

(2) 検定当日は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。

(3) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号（098）862-0110（内線3032-3034）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号